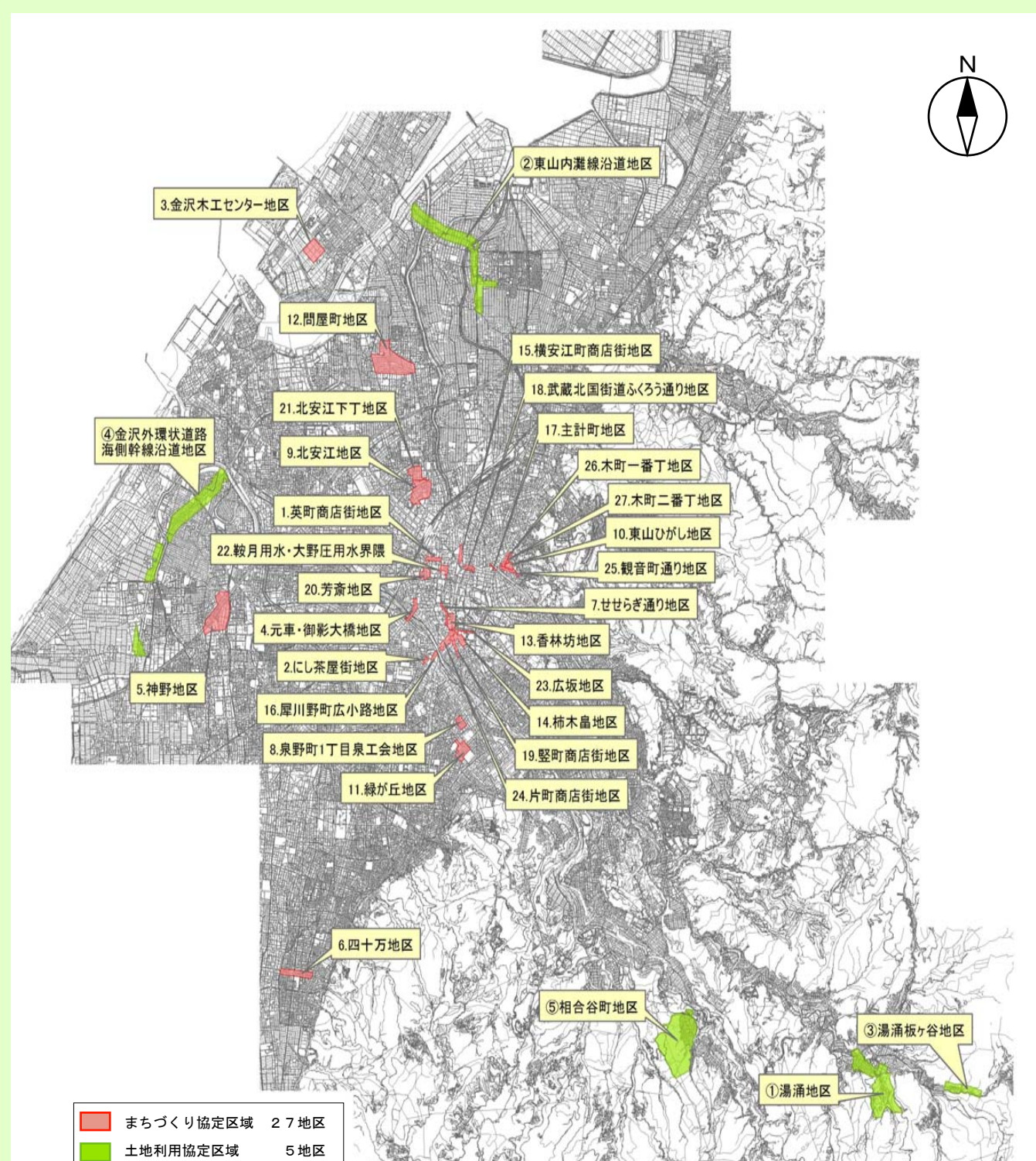


● 金沢市内のまちづくり協定締結区域図



平成 29 年 1 月 23 日現在

まちづくり協定地区連絡協議会 まちづくりニュース

平成 29 年 11 月 30 日 (木) 「第 5 回まちづくり協定地区連絡協議会」を 開催しました

去る平成 29 年 11 月 30 日 (木) 金沢市役所において、第 5 回まちづくり協定地区連絡協議会 (平成 22 年設立) を開催しました。
協議会には、29 地区の代表の方 45 名が出席されました。

● 会議の状況

中村 駿 会長の進行のもと、事務局より都市緑地法の改正や住宅宿泊事業法 (民泊) について説明を行いました。



また、広坂地区と横安江町商店街地区よりまちづくりの取り組みについての紹介がありました。

問い合わせ先

金沢市まちづくり協定地区連絡協議会 事務局
 (金沢市役所都市整備局都市計画課)
 TEL ▶ 076-220-2353 (直通) FAX ▶ 076-222-5119
 〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号
 ホームページ ▶ <http://www4.city.kanazawa.lg.jp>
 E-mail ▶ tokei@city.kanazawa.lg.jp

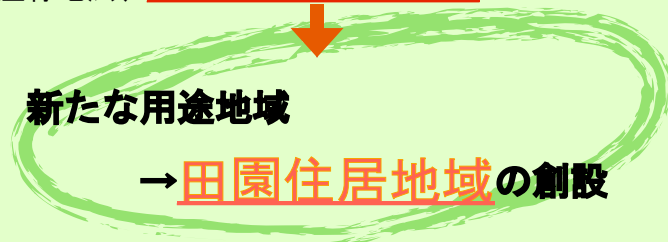


1 案件1) 都市緑地法の改正について

都市緑地法の改正により、まちづくり協定に関係のある都市計画法と建築基準法も平成30年4月1日に改正施行されます。改正内容は以下の通りです。

【都市緑地法の改正の概要】

- ①都市公園の再生・活性化（民間による飲食店の設置管理制度）：都市公園法等
- ②緑地・広場の創出（民間による市民広場の整備）：都市緑地法
- ③都市農地の保全・活用：生産緑地法、**都市計画法**、**建築基準法**



現在、市街化区域では12種類の用途地域が定められており、それぞれの地域で建築できる用途が定められています。法律の改正により新たな用途地域として、田園住居地域が追加されます。

これに伴い、実質の内容は変わりませんが「観音町通り地区」「木町一番丁地区」「木町二番丁地区」の3地区において協定内容の変更が必要となります。

今後、地区の代表者の方と事務局で適切に変更の手続きを行っていきます。

2 案件2) 住宅宿泊事業法について

「住宅宿泊事業法」とは、昨今新聞やニュースなどでとりあげられている、いわゆる「民泊」に関する法律になります。

その「住宅宿泊事業法」が平成30年6月15日に施行されます。今までは、宿泊業を営む場合は、「ホテル」「旅館」「簡易宿所」などがあり、それらは必ず旅館業法の許可が必要となっていました。住宅宿泊事業法の「民泊」では届出制となります。

【民泊とホテル・旅館・簡易宿所の違い】

	住宅宿泊事業法 (民泊)	旅館業法 (ホテル・旅館・ 簡易宿所)
営業形態	届出	許可
営業日数	180日/年	制限なし
建物用途	住宅	ホテル・旅館等

また、「民泊」は建物の用途が「住宅」となるため、従来宿泊業が出来なかった地域でも、事業を行うことができます。(右図参照)

まちづくり協定では、「民泊」を行う場合に管理人の常駐を義務づけるなど、制限を強化することができます。

制限の強化をお考えの地区の方は、都市計画課までご相談ください。

用途地域	住宅	ホテル・旅館・簡易宿所
第一種低層住居専用地域	○	×
第二種低層住居専用地域	○	×
第一種中高層住居専用地域	○	×
第二種中高層住居専用地域	○	×
第一種住居地域	○	3,000㎡以下は可
第二種住居地域	○	○
準住居地域	○	○
田園住居地域	○	×
近隣商業地域	○	○
商業地域	○	○
準工業地域	○	○
工業地域	○	×
工業専用地域	×	×
市街化調整区域	×	×
	条件あり	(湯涌地区除く)

3 まちづくりの取り組みについて

協定を締結している地区が行っているまちづくりの取り組みについて、紹介されました。

広坂地区のまちづくり

広坂地区は、金沢市の中心部に位置する商店街です。かつては、石川県庁や金沢大学等がまちなかにあり、活気づいていましたが、それらが移転し、賑わいが徐々に失われてしまいました。

そのため、取り組んだのは周辺の文化施設と一体的な空間を作り上げ魅力あるまちづくりを進めていくことです。

近年の取り組みとしては、周辺の景観と調和を図るため、建物高さの制限を見直しました。また既存協定の見直しも併せて検討しています。ルールをより充実させることにより、地区の価値を高め、さらなる魅力の向上につながるよう取り組んでいきます。(広坂振興会副会長 和田氏)



ファーマーズマーケットは当初冬季は行わない予定だったが、評判がよく通年開催となった。

横安江町商店街地区のまちづくり

横安江町商店街地区は、藩政期より金沢別院の門前町として商売を始めた歴史ある商店街です。近年は、空店舗や住宅、駐車場が増加するなど、まちの賑わいの減少が問題となっています。

そのため、賑わいを取り戻すべく、地元の取り組みとして歩行者専用道路を生かした、多彩なイベントを企画開催しております。

また、街路緑化の勉強会を開催するなど、歩いて楽しい「金沢表参道」のまちづくりに取り組んでいます。

(横安江町商店街地振興組合理事長 篠田氏)

4 お知らせ

金沢市が行っている助成制度などの紹介を行いました。詳しい内容についてご興味のある方は、お気軽に担当課までお問合せください。

★交通施策について

- ・コインパーキング等については、まちづくり協定で制限することができます。
- ・運転免許証を自主返納された高齢者の方に定期券の助成やクーポンを配布しています。
- ・地域の住民が運営するバス等の運行に要する費用に対し、助成を行っています。

交通政策課 (TEL220-2038)

★木造住宅の耐震について

市内にある木造で昭和56年5月31日以前に建築された住宅を対象とした、耐震の診断の設計の改修工事の助成を行っています。また、耐震工に関するアドバイスを受けられる耐震アドバイザーを無料で派遣しています。建築指導課 建物安全対策室 (TEL220-2327)

★地区内の空き家の活用について

町会、空き家等の所有者、金沢市の三者が協定を結ぶことにより、町会が空き家を集会施設として改修する等活用する場合、整備の一部を助成します。

また、空き家が発生する原因として多い相続に関する出前講座を開催しています。

無料ですので、お気軽にご申し込みください。

住宅政策課 (TEL220-2137)

